

令和6年第13回教育委員会会議

1 日 時

令和6年11月18日(月)

開会 15時00分

閉会 15時50分

2 場 所

県庁行政庁舎 17階 教育委員会室

3 出席者

北野喜樹教育長、新屋長二郎委員、眞鍋知子委員、新家久司委員、高野勝委員、辻奈穂子委員

4 説明のため出席した職員

原敬教育次長、金子俊一教育次長、北島公之教育次長兼学校指導課長、筒井諒太郎事務局課長、山本一彦庶務課長、高倉英明教職員課長、岩木智子生涯学習課長、池田正明文化財課長、瀬戸博邦保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第37号 石川県生涯学習審議会委員の任命について（原案可決）

議案第38号 令和7年度石川県教職員人事異動方針について（原案可決）

議案第39号 教職員の人事について（原案可決）

6 報告

報告第1号 令和7年度石川県立学校実習助手採用候補者の選考結果について

報告第2号 教職員勤務時間調査の集計結果（上半期（令和6年4月～9月））について

報告第3号 重要文化財の指定について

7 審議の概要

・開会宣告

北野教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第37号、議案第38号及び議案第39号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

報告第1号 令和7年度石川県立学校実習助手採用候補者の選考結果について
(高倉教職員課長説明)

「令和7年度石川県立学校実習助手採用候補者選考結果」について、ご説明申し上げます。

実習助手の職務内容は、主に、実験又は実習について、教諭の職務を助けること
であります。

お手元の資料3ページをご覧ください。

はじめに、「1. 候補者数」についてですが、理科については、受験者10人の
中から、採用候補者として3人を選考、農業については、受験者7人の中から、採
用候補者として2人を選考、工業については、受験者11人の中から、採用候補者
として2人を選考しました。

その結果、最終的な競争倍率は、理科が3.3倍、農業が3.5倍、工業が
5.5倍となっております。

「2 結果発表等」につきましては、10月25日(金)午後3時に、採用候補者
の受験番号を県教委のホームページで公表するとともに、全受験者あてに結果を
発送いたしました。

「3 今後の予定」につきましては、令和7年4月1日より任用となります。

【質疑】

(新家委員)

募集のときの概要をちょっと忘れたので、教えて欲しいんですけど、どういう年
代の方を採用されていますか。

(高倉教職員課長)

高校卒業から59歳までの方を対象としています。

報告第2号 教職員勤務時間調査の集計結果（上半期（令和6年4月～9月））について（高倉教職員課長説明）

次に、報告第2号、「教職員の時間外勤務時間の状況について（令和6年度上半期（4月～9月））」につきまして、結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

「調査の目的」についてですが、県教委では、平成29年度から勤務時間調査を実施し、平成30年度から県下で足並みを揃えて、多忙化改善に向けた取組を行っております。

取組の成果は一定程度出ているものの、今後も取組を後退させることなく、不断の取組として継続することとしており、引き続き、時間外勤務時間を把握するものであります。

「調査の概要」についてですが、

- ア 調査期間は、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの半年間であり、
- イ 調査対象は、公立小中学校、県立学校、合わせて計332校のフルタイムで勤務する教職員8,128名で、調査対象の職種は、校長、副校長、教頭をはじめ、記載のとおりであります。

ページをおめくりいただき、5ページをご覧ください。

「1. 令和6年度上半期（4月～9月）分の集計結果」であります。

この表は、時間外勤務時間の一人1か月あたりの平均と時間外勤務時間の人数分布を、小・中・高・特別支援の校種別に表したものであります。

時間外勤務時間の一人1か月あたりの平均は、表の左から2列目に表記してありますが、今年度は、すべての校種において、カッコ書きで示されている昨年度の令和5年度の同時期と比べて減少していることが見てとれます。

下の「2. 各年度上半期（4月～9月）分の経年比較」をご覧ください。

時間外勤務時間の校種別月平均について、取組前の平成29年度から令和6年度までのうち、令和2年度を除く7年間分の比較ができるように、校種毎のデータを棒グラフで表したものであります。

なお、令和2年度は、4月～5月の一斉臨時休校、7月～8月の夏休み中の授業の実施など、例年とは異なる状況がありましたので、経年比較からは除いています。

令和5年度と比較すると、令和6年度は、小学校は、2.9時間の減、中学校は、3.6時間の減、全日制高等学校は、0.6時間の減となっております。

6ページをご覧ください。

時間外勤務時間が月80時間を超える教職員の割合は、各棒グラフの右側に枠で数値を囲んであります2つの区分、80～100時間と100時間超の割合を加えた値となっており、一番下の枠内に記載してありますように、令和5年度と比較すると、令和6年度は、小学校は、3.0%から2.3%へ、0.7ポイント減少、中学校は、16.0%から13.0%へ、3.0ポイント減少、全日制高等学校は、5.3%で変わりありません。

中学校は減少していますが、依然として他校種と比べて高い状況となっております。

7ページから10ページにかけては、それぞれの月別推移を表とグラフにして載せておきましたので、後で参考としてご覧おきください。

以上、具体の数字を申し上げましたが、昨年度と比べて小・中学校、全日制高等学校において減少した要因について、いくつかの学校から聞き取りを行ったところ、全ての校種において

- ・コロナの5類移行により、スクール・サポート・スタッフが効果的に活用できるようになったこと
- ・保護者宛文書や校内の事務資料等のペーパーレス化推進による、印刷物や配付物等の削減

また、校種別に見ると、小・中学校では、

- ・保護者からの欠席連絡や、保護者への連絡配信等に活用するスマートフォンアプリを導入して成果が出ている
- ・共有サーバーを活用した教材の共有化が浸透してきている。

また、高等学校では、

- ・採点ソフトの活用慣れすることで、テストの採点時間が減ってきている。

という面で効果があったのではないかということでした。

いずれの校種においても、ICTの活用が一層進んだことや、これまで継続して取り組んできたことの効果が、少しずつではありますが、出てきているとともに、確実に教職員の意識・行動は変化してきており、長時間労働を良しとせず、業務の効率化を図りながら、できるだけ定時に帰宅しようとする人が増えてきています。

今後も勤務時間調査を継続し、一步一步着実に、多忙化改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

【質疑】

(高野委員)

2点お願いいたします。

1点目は、例えば34.5時間で35時間を切っているんですけども、この残業というのは、朝の時間も、例えば7時に来たら7時から管理するとか、そういうのも含めて夕方と朝加えて34.5ですか。

(高倉教職員課長)

基本的には朝来てから帰るまでとなっています。

(高野委員)

自分も学校現場にいた者として、大体34.5時間とすると、子供が帰るのは大体4時なんですけども、大体帰る時間が6時15分～半ですかね。

教員が仕事ができるのは、子供が帰った後なので、4時以降に各種会議があったり、それから学級事務があったり、それから自分が持っている校務分掌があったりするんですよ。

短い4時から6時ちょっとの間で、この朝の時間も含めて、34.5時間で、教員が仕事をするっていうのは、現在の制度上かなり無理があるんじゃないかなと思うんですよ。

自分が見てたときに、少なくとも、会議は5時までに済ませないといけない。

そんなことしたら本当に自分の時間がなくて、調査をするっていうことは、学校現場は、おそらくできるだけ時間を減らそうと、そんなふうに動くと思うんですよ。

実際調査するたびに時間が減っていますから。ただ、そのことが逆に、制度を変えていないのにそれを学校側に求めるということは、学校は余計大変ではないか。

35 時間を切っているのだからこれ以上時間を減らせてなると、おそらく教員は、うちに持って行って、仕事をするか、そうでなければそれぞれの仕事の質が下がる。短くしてしまうので。そういう意味で現段階でカラカラになった雑巾を絞るような状況になっているので、この調査というのを先ほどまだ続けると言いましたけども、そろそろやめてしまって 80 時間を超えたとか、100 時間を超えた教員に対してのみ、学校現場が、校長先生が早く帰るように指導して、全体に対してもうこれ以上の調査というのはそろそろやめたらいいんじゃないかなと思うんですけどもそのあたりいかがでしょうか。

(高倉教職員課長)

我々もその減り幅が年々少しずつ減ってきているという形で、もうある程度学校現場での取り組みはいろんなことをやってそれ以上はなかなか難しい現状ではないかと思っております。

そんな中でとにかく国に対して、定数改善をいろんなところで要望をしているということであり、ただこの調査はやはり学校現場の実態を知る上で、またあの先生方の健康管理の部分もありますので、続けていかなければならないと思っております。そういうことも含めて今月末に多忙化改善推進協議会がありますので、今後どうしていくかということをご意見と参考に進めていきたいと思っております。

(高野委員)

もう一点は、時間外の時間が 100 時間までの教員というのは、小学校で 1.9%なんですけれども、全体の人数でいうと教員何人ぐらいですか？

(高倉教職員課長)

4000 人の 1.9%なので、大体 70 人から 80 人ということになります。

(新屋委員)

感想と意見ですけど、今課長さんも言われたように、もうこれで限界かなと思っていたんですけど少しでも、少しずつでも、毎年減少してきて、それなりにいろんな工夫をされてこういうふうになっているのでそれは素晴らしいことだなと思ったり、また、教職員の意識改革からそれが定着してきているのかなと思ったり。

それで、多分、他の都道府県の状況というのは私は詳しく知らないのですが、石川県の取り組みって結構先進的っていうかうまくいっていたんじゃないかなというふうには思っていたんですけど、全国はどんな状況にあるのかということと、それを踏まえて国の方は今いろんなことを考えているようですけど、こういうところまできている中で、どうしようとしているんでしょうか。

(高倉教職員課長)

他県の動向につきましては、我々もニュース等で知ることしか現状わかりませんが、他県も結構行き詰まってきており、ここに来て増えている県もあるということをご報告させていただきます。

あと、国は今文科省と、財務省と大きな議論をしているところですが、それを見ながら県としても何ができるのかを考えていきたいと思っております。

(新屋委員)

詳しく読んだわけではないですが、財務省が、残業の時間を減らせば教職調整額を増やしますみたいなこと言って、もう減りようがないので、どういうことを言っているのかなと思って。

文科省はそういうことに対して反論しているんじゃないかと思うんですけど、4%から引き上げることはもちろんやれば良いと思うんですけど、根本的に働き方の部分でこういう状況をもう少し、特に中学ですけど、ドラスティックに改革をするっていうことの要望をぜひ続けていってほしいと思います。

多分、中学校は特に定数を何とかしないと限界があるのかなと思います。

(眞鍋委員)

6 ページの月 80 時間を超える教職員の高校の先生が、もう令和 4 年、5 年、6 年と 5.3%でずっと変わってないので、人数を確認すると、これも七、八人ぐらいかなという気がするのですが、全く同じ方なのか入れ替わりがあるのかっていうのをお聞きしたいのと、私の感想としては、カラカラの雑巾を絞るって高野先生おっしゃいましたけど、よくこれでまだ小学校、中学校減ってるなという感じなので、やっぱりもうちょっとここら辺で、例えばこの 5.3%が七、八人の固定化された先生方ならいずれかその先生方への働きかけとか、何か工夫があるといいなと思うのですが、教えていただければと思います。

(高倉教職員課長)

9 ページを見ていただくと、例えば高等学校が 6 月、7 月、8 月に 80 時間超えの人数の割合が昨年度を超えています。

この原因を我々も調べてみたところ、やはり部活動の関係で、特に県内に一つ二つしかない少数の、例えばレスリングとかホッケーとか、そういう部活動の顧問の先生がこの長期の休みを使って県外の方と試合を多く入れたり、県外に行ったり来てもらったり、それでそういう部活の顧問の先生方の名前が、毎年ここで挙がってくるということになります。

そこがどうしても 80 時間超えが出てきて、その方を今どうすればいいかっていうことがちょっと悩ましいところであります。

(眞鍋委員)

特別な事情は承知いたしました。

(北野教育長)

80 時間超えの方につきましては、学校全部の時間外が減らなくても、もう少しその人の時間外せんなん理屈のところを減らして他の先生と分担するとか、業務分担の見直しであるとか、もちろん全体を減らせられれば一番いいんですけど、そういうこともいろいろお願いしたりしてやったりしているのですが、今の特別な事情があり、しかも大会に勝ち進んだりすると、土日にはばかり試合があって、なかなか減らせないということも起こったりします。業務の平準化とか、そんなことも含めて頑張っていきたい。

(高野委員)

80時間超えの教員が80人もいるって多くないですか？なにをやっているんですか。

(高倉教職員課長)

数字については上がってきたばかりで、詳しく精査しておりませんが、やはり管理職の方が多い。あるいは研究熱心な方ってということで、今後またしっかり精査して、対応していきたいと思います。

(新家委員)。

今のご返事でちょっと関連する話なんですけども、この問題が出だした頃は、職種によっても残業時間が多いとか短いとかいう話があって、だいぶ前ですけども、白山市で小学校の教頭先生が除雪中にどうのこうのという話もありましたし、ぜひこの表に載せる必要はないと思うんですけども、職種によるところもご検討いただいて、またどこかの場でご発言いただければありがたいと思っています。

(高倉教職員課長)。

それも表には載せておりませんが、我々内部の資料でいろいろチェックをしています。そんな中でやはり教頭とか副校長、部主事あたりの時間外勤務時間が多くなっていますので、それに対するサポートスタッフのようなものを、今年度モデル事業としましたところ非常に効果が出てきている。ただ9月から入ったばかりなので、今後、成果がどれぐらい出るかでまた来年度以降考えていこうと思います。

報告第3号 重要文化財の指定について（池田文化財課長説明）

報告第3号の「重要文化財の指定」につきまして、ご説明いたします。

去る10月18日に開催されました国の文化審議会におきまして、「總持寺祖院（そうじそいん）」を重要文化財に指定するよう、文部科学大臣に答申がなされました。

今回指定される文化財の名称は、「總持寺祖院 大祖堂（だいそどう）、仏殿（ぶつでん）、山門（さんもん）、鐘鼓楼（しょうくろう）及び回廊（かいろう）、放光堂（ほうこうどう）、経蔵（きょうぞう）、慧心廊（えしんろう）、玄風廊（げんふうろう）、伝燈院御霊屋（でんとういんみたまや）、伝燈院唐門（でんとういんからもん）、白山蔵（はくさんぐら）、慈雲閣観音堂（じうんかくかんのんどう）、白山社本殿（はくさんしゃほんでん）、三樹松関（さんじゅしょうかん）、裏門（うらもん）です。所在地は輪島市門前町門前、所有者は宗教法人 大本山總持寺祖院で、建築年代は資料の12ページに記載のとおりです。

文化財の概要について、ご説明いたします。

總持寺祖院は、明治期、神奈川県横浜市に移転した大本山總持寺の跡地に別院として再興した寺院であり、近世以来の配置に基づく伽藍には、雄壮かつ装飾性に富む大祖堂や意匠に優れた本格的な二重門の山門に加え、近世大本山寺院の隆盛を示す経蔵など、近世と近代の諸堂が建ち並んでおり、再興以来110年を超えて維持された別院の境内景観を現在に伝えており、高い価値を有しております。

資料の13ページは、總持寺祖院の位置図、14ページは、寺の配置図であり、今回指定される建造物を示してあります。また、15ページから17ページには、写真を添付しております。

今回の答申を受けて重要文化財に指定されますと、県内の国指定重要文化財の件数は137件（うち建造物49件）となります。今後とも、本県の貴重な文化財の保存・活用に努めてまいりたいと考えております。

【質疑】

（新家委員）

この経緯についてはすごいことだなというふうにありがたいことだなっていう思っています。

12ページが一番下のところの、その他は国登録有形文化財、国登録有形文化財と重要文化財とどう違うのかっていうのを教えてほしい。

（池田文化財課長）

重要文化財と指定文化財になるんですけども、国の指定文化財っていうのは一番価値が高い、そのあと県指定であったり、市町指定であったりして、その後、登録文化財となります。まだ指定にはならないんですけども、価値があるということで今後、指定に向け残していこうということで登録ということになっています。

（新家委員）

ちょっと意味が違うんですけども、これ重要文化財の指定ですよ。

国の重要文化財の指定ですね。国の重要文化財っていうのと、有形文化財っていうのと、その違いがよく私はわかっていないので教えてください。

国登録有形文化財と、この国の重要文化財っていうものの違いを教えてください。

(北野教育長)

文化財には、国なり県なり市なりが指定するものがある、それが元々あった基本の姿なんですけれど、それらの重要度に応じて、市の指定、県の指定、国の指定と3段階あるという感じですよ。

その他に、そこには至っていないんだけど、将来価値が出るかもしれない、あるいはそこまでいかないけど一定の価値があるというものをですね、国に登録をする、という制度がありまして、それが登録文化財ということで、ちょっとステップが違うということです。

有形文化財は基本的に有形なので、その形の建築物とか、あと何でしょう、産業遺構みたいなものがあったりしています。

(新家委員)

これは補修とかの補助率が変わってくるんですか。

(池田文化財課長)

重要文化財につきましては、国の方から通常ですと1/2、今災害があるんで上乗せがありますけれども、登録文化財については、設計費用については国の補助がありますけれども、実際の工事については全く入らないという状況になっております。

(新家委員)

財政的には重要文化財の方が価値があるから、重要度が違うということで理解しました。

(眞鍋委員)

今回の震災の被害は、どのような形なのでしょうか。

(池田文化財課長)

震災の被害ですけれども、今回重要文化財に指定した建造物に何らかの被害はでています。指定にならなかった部分で倒壊したものとかもあります。

(眞鍋委員)

今指定されたので、直すときには1/2の補助が受けられるようになったということで承知しました。

(北野教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第 37 号 石川県生涯学習審議会委員の任命について

岩木生涯学習課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 38 号 令和 7 年度石川県教職員人事異動方針について

高倉教職員課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 39 号 教職員の人事について

高倉教職員課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

・閉会宣言

北野教育長が閉会を告げる。